

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	中外テクノス株式会社	
所在地	広島県広島市西区横川新町9番12号	
入札参加停止の期間	令和4年10月22日 から 令和5年2月21日まで（4か月）	
事実概要	対象会社は、広島市が発注した特定コンピュータ機器の入札等に関し、独占禁止法に違反する行為があったと思料され、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。	
理由	入札参加停止措置要領別表第2第5号に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。	
備考	【入札参加停止措置要領別表別表第2第5号】	
	独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）
		4か月以上 18か月以内